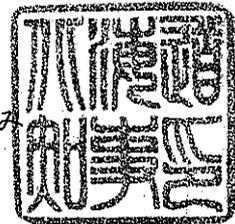


北海道電力株式会社

取締役社長 佐藤 佳孝 様

北海道知事 高橋 はるみ



新岩松発電所新設工事環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見について

平成 23 年 6 月 10 日付け北電立火第 81 号で送付のありました標記方法書について、北海道環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を述べます。

記

標記事業の環境影響評価の実施にあたっては、「環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針」（平成 11 年 1 月 25 日北海道告示第 127 号）に基づき、評価項目並びに調査、予測及び評価手法を選定するとともに、次の点に留意して進めること。

I 総括的事項

1 事業特性の把握

評価項目並びに調査、予測及び評価手法を選定することとなるが、その前提となる工事内容や工事工程、供用時の状況等の事業特性について、具体的かつ分かりやすく記載すること。

2 地域特性の把握

地域特性を把握するために、対象事業実施区域及びその周辺の動植物に関する情報を既存文献等からとりまとめているが、国が行う事業に伴い実施された調査報告書等、入手が可能なものは収集し、準備書の内容に反映させること。

3 対象とする区域の定義

方法書では調査等を実施する区域に関しては、「対象事業実施区域及びその周辺」、「対象事業実施区域周辺」、「対象事業実施区域近隣」の用語を用い記述しているが、それぞれが示す区域の違いがわかるように定義し、準備書に記載すること。

4 事業計画立案時の環境配慮

事業計画立案の際に検討する自然環境に係る環境配慮事項について準備書に記載すること。

II 個別的事項

1 騒音・振動

- (1) 騒音及び振動の生活環境に対する影響の予測、評価にあたっては、工所用資材等の運搬経路及び建設機械の稼働時期等を準備書に具体的に記載すること。

2 水質汚濁

- (1) 十勝川に隣接して実施する工事であることから、土工事及び建設発生土の処理に伴う水の濁りの予測及び評価については、具体的な対策方法を示し、工事施工中、完了後における環境保全措置について検討し準備書に記載すること。

3 動物・植物

- (1) 植物の調査時期が「春、夏、秋」の3期となっているが、早春季の区分を加えるなど、植物相の適切な把握に努めること。

- (2) 改変跡地等の緑化について具体的な方法を準備書に記載するとともに、生物多様性保全の観点から在来種の導入について検討すること。

(3) 希少猛禽類

- ア) 方法書の文献調査では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、オオタカ、ハヤブサ、シマフクロウが確認されており、調査にあたっては、生息を攪乱しないよう、調査実施及び生息情報の取り扱いには慎重を期すこと。
- イ) 調査方法や生息に関する情報の準備書への記載方法などについては、専門家、関係機関等に助言・指導を求めること。
- ウ) 「工所用資材等の運搬」、「建設機械の稼働」から発生する騒音・振動による影響が懸念されることから、これら環境影響要因についても評価項目に選定すること。

4 生態系

- (1) 文献等から確認された動植物種で、その生態的特性から「地域生態系を特徴づける種・群集、生態系上位に位置する種・群集」（以下「注目種等」という）に該当するものについては、注目種等として方法書（p57）の「各類型区分に生育・生息が想定される注目種・群集」（表4-1-13（2））に記載されているが、本表には両生類・爬虫類が記載されていないなど、不備が見受けられるので再検討すること。

また、北海道レッドデータブックで「保護に留意すべき地域個体群」とされている「十勝平野のエゾサンショウウオ個体群」は、注目種等として位置づけ記載すること。

- (2) 当該事業の実施により発電所放流口の移設や取水量が増加するなど、河川生態系への影響が懸念される。対象事業実施区域およびその周辺には採餌を河川に依存する希少種が生息する可能性があることから、当該事業の実施が要因となる河川生態系の変化が本地域の生態系上位種に与える影響について、準備書において予測・評価することが必要である。よって、「生態系」についても評価項目として選定し、食物網図を用いるなどして種間関係を構造的に把握すること。